

内規

備前市建設工事高落札率入札調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、備前市が発注する建設工事の競争入札について、予定価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）に対する最低入札価格（失格となったものを除く。）の比率（以下「落札率」という。）が著しく高い場合（以下「高落札率入札」という。）において、適正な積算に基づいて入札価格が設定され、当該入札において公正な競争がなされているか否かを調査するために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 高落札率入札調査の対象とする建設工事は、随意契約の方法により契約を締結しようとする場合を除き、予定価格を事前に公表したすべての工事とする。

(調査基準)

第3条 高落札率入札調査は、最低制限価格に満たない価格をもって入札した者がいない場合であって、当該入札における落札率が別に定める基準以上となった場合に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に調査を行う必要があると認めるときは、高落札率入札調査を行うものとする。

(調査班の設置)

第4条 高落札率入札調査を行うため、備前市建設工事高落札率入札調査班（以下「調査班」という。）を設置する。

2 調査班は、班長及び班員をもって組織する。

3 班長は、市長公室長をもって充て、班長に事故があるときは、あらかじめ班長が指名する班員がその職務を代理する。

4 班員は、当該建設工事の設計・施工担当部長、担当課長、担当係長、総務部契約管財課長及び検査担当職員をもって充てる。

(調査)

第5条 契約管財課長は、第3条に規定する調査基準に該当した場合は、当該入札の落札決定を保留した上で、直ちに全入札参加者（失格となったものを除く。）から所定の工事費内訳明細書の提出を求め調査班に協議するものとする。

- 2 前項の規定による工事費内訳明細書の提出期限は、当該入札が行われた日の翌日（翌日が備前市の休日を定める条例の休日に当たるときはその翌日）の正午までとし、期限までに工事費内訳明細書を提出しなかった者の行った入札は無効とする。
- 3 調査班は、工事費内訳明細書に基づき、適正な積算が行われているか否か、入札価格との間に不自然さはないか等について調査するものとする。
- 4 調査班は、前項の調査の結果、必要があると認めたときは、入札参加者から事情を聴くことができるものとする。
- 5 調査班は、調査の結果を契約管財課長に報告するものとする。

（決定）

第6条 契約管財課長は、調査の結果を備前市入札等調査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

- 2 委員会は、調査の結果、当該入札に関し談合の事実があったと認められる証拠を得た場合又は談合の疑いが濃厚であると判断した場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 契約管財課長は、委員会が、適正な積算に基づき入札価格が設定されていると認めたときは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者と決定するものとする。
- 4 契約管財課長は、委員会が、調査の結果、第2項に該当しない場合であって、適正な積算に基づき入札価格が設定されていないと判断した場合、その他公正な競争がなされていないと判断した場合は、当該入札を中止し、再度入札を行うものとする。

（通知）

第7条 契約管財課長は、前条第3項の規定に基づき落札者を決定した場合は、直ちに当該落札者に対して落札決定を通知するとともに、当該落札者以外の入札参加者に対して、落札結果を通知するものとする。

- 2 契約管財課長は、当該入札に関し、落札決定以外の取扱を決定した場合においては、当該入札参加者全員に対してその結果を通知するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める

附 則

この要領は、平成17年3月22日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年8月3日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

この要領は、令和6年2月22日から施行する。

この要領は、令和6年10月24日から施行する。